

兵庫県地域両立支援推進チーム設置要綱

1 設置目的

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、兵庫県下における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的とする。

2 名称

名称は、「兵庫県地域両立支援推進チーム」とする。

3 構成

構成員の属する各機関は、以下のものとする。

- (1) 兵庫県経営者協会
- (2) 日本労働組合総連合会兵庫県連合会
- (3) 一般社団法人兵庫県医師会
- (4) 兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課
- (5) 兵庫県保健医療部健康増進課認知症対策班
- (6) 兵庫県立がんセンターがん相談支援センター
- (7) 独立行政法人労働者健康安全機構兵庫産業保健総合支援センター
- (8) 独立行政法人労働者健康安全機構関西労災病院治療就労両立支援センター
- (9) 独立行政法人労働者健康安全機構神戸労災病院治療就労両立支援部
- (10) 兵庫県社会保険労務士会
- (11) 公益社団法人日本医療社会福祉協会兵庫県医療ソーシャルワーカー協会
- (12) 一般社団法人日本産業カウンセラー協会関西支部兵庫事務所
- (13) 特定非営利活動法人日本キャリア開発協会
- (14) 一般社団法人兵庫労働基準連合会
- (15) 神戸市健康局健康企画課
- (16) 神戸大学医学部附属病院患者支援センターがん相談室
- (17) 兵庫県社会福祉協議会ひょうご若年性認知症支援センター
- (18) 兵庫労働局職業安定部職業安定課
- (19) 神戸公共職業安定所
- (20) 明石公共職業安定所
- (21) 兵庫労働局労働基準部健康課

4 議事等

「兵庫県地域両立支援推進チーム」においては、以下の事項について意見交換等を行う。

- (1) 両立支援に係る構成員又は構成員の属する各機関（以下「各機関等」という。）の取組の実施状況の共有
- (2) 各機関等の取組に係る相互の周知協力
- (3) 相談窓口の支援連携に係る各機関等の役割分担及び連絡先一覧作成及び更新
- (4) 両立支援を促進するための各機関等が連携した取組
- (5) 兵庫における好事例の収集
- (6) 兵庫における両立支援コーディネーターの周知・活動方法
- (7) 兵庫における企業向けリーフレット及び患者向けリーフレット（主に病院で患者に

配るもの。加えて一般国民の理解のために広く自治体窓口等にも配布することを想定したもの。)の作成及び更新

- (8) 両立支援ガイドラインや兵庫版リーフレット等を活用した両立支援の周知・啓発
- (9) 兵庫労働局及び兵庫産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- (10) 推進チームの取組に関する計画の策定及び検証
- (11) 兵庫独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催及び協力
- (12) その他推進チームの活動、運営に関する事項

5 設置期間

平成 29 年度から 5 年間に引き続き、令和 4 年度から 5 年間とする。

その後の継続については、「兵庫県地域両立支援推進チーム」で協議の上、決定する。

6 本協議会の事務局は、兵庫労働局労働基準部健康課に置く。

7 本要綱は、平成 29 年 10 月 18 日から施行する。

令和元年 9 月 18 日から一部改定する。

令和 4 年 3 月 16 日から一部改定する。